

第四十回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十一号

(二六二)

昭和三十七年三月一日(木曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 中野 四郎君

理事 大石 武一君 理事 齋藤 邦吉君

理事 永山 忠則君 理事 藤本 捨助君

理事 小林 進君 理事 滝井 義高君

理事 八木 一男君

井村 重雄君 伊藤宗一郎君

小沢 辰男君 加藤謙五郎君

中山 マサ君 檜橋 渡君

松山千恵子君 赤松 勇君

大原 亨君 河野 正君

五島 虎雄君 中村 英男君

吉村 吉雄君 井堀 繁男君

本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 難尾 弘吉君

出席政府委員

厚生事務次官 森田重次郎君

厚生事務官 山本 正淑君

(大臣官房長)

厚生 技 官 川上 六馬君

(医務局長)

厚生事務官 高田 浩運君

(保険局長)

委員外の出席者

厚生事務官 鈴木 信吾君

(医務局長)

厚生事務官 中村 一成君

(保険局長)

専門 員 川井 章知君

三月一日

委員河野正君、島本虎三君及び本島百合子君辞任につき、その補欠とし

第一類第七号

社会労働委員会議録第十二号 昭和三十七年三月一日

て山崎始男君、八百板正君及び西村榮一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員八百板正君、山崎始男君及び西村榮一君辞任につき、その補欠として島本虎三君、河野正君及び本島百合子君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

○中野委員長 これより会議を開きます。

医療金融公庫法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案、以上二案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。井村重雄君。

○井村委員 ただいま議題となっております医療金融公庫法の一部を改正する法律案に關して、二、三お尋ねを申し上げます。

この医療金融公庫設立の目的というものは、私はかように解しておるのではありません。二十数年の間、民間開業医は、非常に低額な社会保険診療費で医療をしいられておった。そういうために逐次医療の経営が非常に困難に陥った

ので、設備その他が非常に老化をきたしたということ、反面、非常に近代医学が進歩したけれども、それに即応した高度の医療設備を補充し得ない現況にまで追い込まれた。そういうことにかんがみて、これを補償と言いますとあるいは言い過ぎであるかもしれぬけれども、低額診療の犠牲になっておった民間医療に対して、国家がこれら何らか補償するという意味合いで、この医療金融公庫を通じて、設備近代化また構造改革等の助成をしようという趣旨のものだと私は解釈しておりますが、いかがですか。

○難尾國務大臣 医療金融公庫設置の趣旨は、大体お述べになりましたような気が強かったと思うのであります。要するに、お話しのように、医療の経営の実態から申しまして、設備を改善しようと思ひまして、あるいは病院の増設をしようとしたとしても十分なことではない。その実態に即しましてこれに対して便宜をはかろう、こういう趣旨のもとにできたものと考へております。

○井村委員 大体先ほど申しましたように、社会保険が非常に急速に拡充せられ、今日国民特等である皆保険になつたけれども、その内容は、まださぐわれないものが非常に多いと思ふのであります。また、私も率直に言つて、民間開業医の内容、設備等は、公的医療機関より劣つておるといふことは認めざるを得ないのであります。が、しかし、おそらく厚生省の建前と

しては、公的医療機関のみを拡充するというのではなしに、民間医療を並行して社会保険を進歩発展させようといふのであります。それとも、今日、いろいろ各種の省にわたつた事業団がございます。昨日も滝井さんからいろいろ話がありました。いわゆる郵便年金、簡易保険等の事業団も医療施設をやろうという考え方で、急速に公的医療機関が伸びて参つておる。ややもすれば、民間開業医をなくして、全部国家医療にするというふうな思想がその背景にあるのではないかと、この点も疑われるのであります。これについての御見解を伺いたいと思ひます。

○難尾國務大臣 国民医療の問題がだんだん進んで参りまして、従つてまた、医療施設に關する関心も非常に強くなつたと思ひます。さうな關係もございまして、各種の設置主体による医療施設というものがだんだん発展して参つた、これが現状であると思ふのであります。大きく分けますと、公的な医療施設といひますか、それと、従来の開業医といひますか、私的な医療施設といふものに分けることが出来るだらうと思ひます。非常に大きな設備をし、また非常に充実した内容を持った病院施設を民間の人が経営することは、あるいは困難じやなからうか、かようにも考へるわけでございしますが、いずれにしても、公の施設にはやはり公の施設の特徴があるし、また、私設の施設には私設の特徴

があると思ひます。明治以来、御承知のように、いわゆる任意開業医制度で日本の医療制度が發展して参りました中に、このいわゆる開業医の特色、長所というものは十分認めなければならぬと思ひます。さりとて、また開業医で手の及ばぬところもあるだらう、先ほど申しましたように、非常に大きな近代的な施設を充実にやつていく、こういうことになりまふとなかなか容易でないといふこともございしますので、やはりその間、お互いの長所短所を補いつつ進めていくというのが一番実情に即するのじやないか。厚生省としましては、今申しましたように、いわゆる開業医制度の長所は十分認めておるつもりでございます。将来ともにその特色を發揮しながら、しかもまた、国民全体のためになるような医療施設の適正な配置、こういうことについて思ひをこらしていかねければならぬ、かように考へまして、いろいろ検討をいたしておるような次第でございます。

○井村委員 次に、医療金融公庫の取り扱ひについては、私、一つ関心を持つていただきたいことは、これは単に恩惠的に民間開業医に金を貸してやるんだというふうな考え方でなしに、設備が近代化することによって国民全体が非常によい医療を受け、りっぱな診療を受けていく、国民全体に非常に利益を及ぼしておるんだというふうな考え方を中心に運営されないと、ただ困つておる医師に、あるいは医師が、

何かしら今日厚生省関係と対立関係があるから、これを一つ何とか方便的におさめてやろうというふうな小さな考案でこれを運営されると、将来また非常に禍根を残すということでありました。昨日いろいろ滝井委員からも言われましたが、今日、ややもすれば医療設備が過剰にならないような傾向があります。たとえば鉄道病院あるいは船員保険の病院、いろいろな国家資本を背景とした公的病院が急速に伸びてきている。反面、今わずかの原資で医療公庫ができて、おくれればながら民間の開業医がまた医療近代化をやっている。これは非常にけっこうなことである反面、二重投資、三重投資というふうな形で非常に不経済な面があると思うのであります。こうした点についての厚生省としての根本方針はどこにあるか、少し考え直さなければならぬ時期がきたのではないかと思うのですが、御所見いかがですか。

○選任局長 御質問の御趣旨の通りだろ、私は実は思うのであります。開業医諸君の立場から考えましても、だんだんと時代とともに進んでいかなければならぬ。同時にまた、いろいろな団体や公の団体が、言葉は諸弊があるかもしれないけれども、それぞれの利益のためにそういう施設を講じていくということも、これまた無理からぬ行き方であらうかと思ひます。その間、お話しのように、あるいは二重投資、三重投資というふうな不経済があるかもしれない。無用の摩擦を生じている点もあるかもしれない。そこらの点の調節をどうするかという一つ、われわれに課せられた当面の一つの大きな問題であらうと考える次

第でありま。厚生省としましては、この問題につきまして、今日何らかの方向をきめ、そしてやつていく段階であらうと考えております。従いまして、皆さんの御関心も非常に強いのであります。われわれもいたしまして、この点については重大な関心を払いますけれども、厚生省の諮問機関に對しましては、さような点についての検討をわすらわしておるのであります。なるべくそういうふうな結論を早く得まして、妥協な方向において問題を解決していきたい、こういうふうな考えでおる次第であります。

○井村委員 そこで御尋ねしたいのですが、昨年度の貸し出しの申請額の総額はどれくらいで、それに対する貸出額はどれくらいで、原資の不足はどういう状況になっておりますか、ちょっとお尋ねいたします。

○鈴木説明員 ただいまのお尋ねでございますが、三十六年度の意味かと存じますが、一月末現在の数字でございますが、本年度、資金は七十億円でやつておるわけであります。申請が七十八億円ばかり出ておまして、それに対して六十九億の貸付決定を行なっております。

○井村委員 要求はかなり満たされておるようでありますけれども、なおかつ年々原資が不足という状況でありまして、この申請額に対する査定率はどれくらいになりますか。たとえば一千万を要求したものに何億の査定になつておるか、七十億の原資、七十八億の申請があつて、六十九億が貸出決定をした、けれども、個々のケースにおいての大体の金額査定率はこういうふう

になっておりますか。

○鈴木説明員 三十五年度充足いたしました当初は、御承知のように三十億の資金でありましたので、そこに八十億ないし九十億というふうな膨大な申請がございまして、勢い査定が非常にきびしくなつたという状況でありました。従いまして、借り受けの希望に對しましてかなりきつい査定になつておりましたが、幸いに今年度は資金もふえましたし、やや落ちつきを取り戻しまして、先ほど申し上げましたような、約八十億の申請に對しまして六十億といふことになりまして、平均的には大体八、九割の希望はかなえられておるといふ状況であります。もちろん個々に見ますと、いろいろ申請の状況は異なりますので、ほとんど一〇〇%に近い貸付をしておるものもございまして、またかなり査定を受けるものもあつた。またかなり査定の基準に合致しない面が非常に多いというふうなものについて査定がきびしくなる、こういう状況であります。

○井村委員 利子は現在どれくらいになっておりますか。

○鈴木説明員 利子はいろいろ六分五厘から九分までございまして、新築資金が六分五厘、それから増改築資金は二つに分かれておまして、甲種増改築資金と申しますのがやはり六分五厘、乙種増改築資金が八分、それから長期運転資金、機械購入資金が九分、こういうことになっております。

○井村委員 それでは年金福祉事業団の中にも、いわゆる病院建設に對する貸し出しのワケがたしかあるはずでございますが、これらの利息、利率関係はどうなつておりますか。

○鈴木説明員 事業団の方は実は私の方の所管ではございませぬけれども、一応承知しておる範囲でお答えいたしますと、六分五厘一本になつておるようであります。

○井村委員 そこで大臣にお尋ねしたいのですが、同じ厚生省で経営しておられる、しかも病院対象の貸付に、医療金融公庫は最低が六分五厘から九分までと、増改築の甲種、乙種の方はかなり高率の金を借りねばならぬ。片一方、年金福祉事業団の方は六分五厘一本にしほつてある。こういうことは少しお考えをいただいて、これは非常に医師会も喜び、国民全体の、しかも開業医の受け持つ部分の医療というものは、比較的未組織の低額所得の国民の医療をやつておるのでありますから、ぜひこの利率をもう少し下げたいというところについての御考慮をいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○選任局長 医療金融公庫が設置せられました当時の状況からいたしまして、ただいまのような利率がきまつたものと考えるのであります。年金福祉事業団の方は、御承知のように、国民年金なりあるいは厚生年金の還元融資、特別融資という形になつております。特別関係の深い被保険者方面を対象としての施設ということになつておりますので、御承知のような利率が一応きまつておるわけでございます。しかしながら、私といたしましては、沿革はどうありましようとも、同じく医療施設に融資する場合において、そこ

にふつり合ひがあつてはまずいのじゃないか、かような考えのもとに実は利率の引き下げということを考慮いたしまして、ただいま関係当局との間にいろいろ話し合ひを進めておるところでございます。まだ結論を得ませんので、まことに残念に存じますが、せつかく折衝をいたしておるところでありますので、何とかつり合ひのとれたものにしたしたいというふうな心持でもって話し合ひをいたしておる次第であります。

○井村委員 実はこれは強硬に利率の引き下げということをお考えいただきたいと思うのであります。たとえば農林省の予算で、農業近代化資金は国と県で三分の利子補給をやつております。また、中小企業近代化の資金は、ほとんど無利子にひつたのであります。同時に、今懸案になつておる旧地主に對する、いわゆる国民金融公庫から貸し出す金も、非常に低率の五分何厘、六分という低率でございまして、こういう例をあげるまでもなく、ぜひ一つこれらの問題とからめて、利子を下げるといふことをお考えいただきたいと、重ねてお願いを申し上げておきます。

それから貸し出しの基礎計算でございます。これは建設省の学校建築、住宅建築に言われることであります。永久建築あるいは木造建築等においては、単価を非常に安く見積もられる関係上、せつかく融資を受けながら、持ち出しの金に非常に苦しむというのが現状であります。単価はどれくらいか、計算で、永久建築の場合は坪どれだけ、木造の場合はどれだけという基準をちよつとお知らせをいただきたいと思ひます。

○鈴木説明員 建築の場合の標準建築費の問題であります。一応現在地域を区分しておりますが、北海道以外の地域について申し上げますと、これは坪ではなく平米になつておりますが、病棟の場合は耐火構造の場合に二万円、木造が一万二千五百円、診療棟、管理棟の場合は、耐火構造が二万二千八百円、木造が一万三千七百円、診療所の場合は、耐火構造が一万九千四百円、木造が一万二千八百円というようになつております。

○井村委員 これは今日の実際には非常にそぐわないのであります。せつかく金を出されるのであります。非常にみんな喜んでおるのであります。こういうことで持ち出しの金が非常に多くなるといふことはつらいのであります。どうか一つ、こういうふうな車価も、いろいろな関係はありましようけれども、十分実情に沿つたように、耐火建築及び木造の場合、診療所、病院の場合等も勘案して、建築車価の基準を少し再検討をお願いしたいと思つてますが、そういう御意思はありますか。

○小沢(辰)委員 関連。ちよつと答弁、質問者の食い違いがあると思ひますが、これは車価といひましても、坪当たり車価なのが一平米なのか、それをこつてきます。次長の答弁で、ただ二万円とかあるいは一万九千円とか言われて、これは平米の場合は坪当たりになると三倍近くになるのだから、そのあたりのところをよく説明をして、その上で一つ質問をするようにしたいと思ひますが、どうですか。

○鈴木説明員 これは一平米でござい

ます。従ひまして、坪に直しますと約三倍になります。

○井村委員 今日は、病院建築その他の耐火建築は大体坪当たり十二万五千円、これが常識だと思つてゐます。六万円では木造でさえも無理だと思つてゐます。大体十二万円から十二万五、六千円というのが妥当の価格じゃないか。やはりこれは少なくとも一平米三万円見当に上げていただかないと、とうていこれはできないというふうな実情だと思つてゐますが、いかがですか。

○鈴木説明員 お話しの点、非常にこともつてもございまして、われわれといたしまして、今関係当局とそれらの点を含めまして折衝いたしてあります。

○井村委員 やはりここにはいろいろな施策の、非常に気持はわかるけれども、実情にそぐわないという点があるものであります。もとより皆さんの方においては原資調達の問題もございまして、また申請額等について、できるだけ八〇％、九〇％というふうな要望を満たしてやろうという親切もあることは十分わかりますけれども、さらに一つこれを掘り下げて、いゝものを作らんだ、ほんとうに喜んで借りてもらんだという考えから、この坪当たりの車価、利子、あるいは返済期間等についても、いま一段と御配慮をお願いしたいと存ずるのであります。いろいろと社会保険の問題等をめぐつて、とかく厚生省と医師会の間に何らかの対立があるようでありまうけれども、しかしながら、民間医療のことを忘れていないのだ、親切はこういうところにあるのだという誠意が一つ一つくみ取られていくならば、今日いろいろ難関に立つておる医師会との問題、また中央医療協の運営等も、こういう側面からだんだんほぐれて円滑にいくのじゃないか。ただ規則一点張り、一定のもののさしでどんびしやりとやることだけが行政ではないのであります。そういう点で一つ十分御考慮をいただきたいと存じます。私が先ほど二重投資、三重投資、医療の過剰サービス時代のききはせぬかということを書つたことも、あえて御無理を言うのではありません、できるだけ各方面に財源を求めて原資をふやしていただきたとい、そしてむだな投資をしないようにという私の考え方からでございます。この点、どうか十分お含みをいただきたいと存ずるわけでございます。

○井村委員 これは少し意味は違つたのでありますが、現在貸し出しをする場合に、地元銀行はどういう形で体系を整えておられますか。

○鈴木説明員 委託銀行といたしまして、いわゆる中央の大銀行のほか、その県で比較的基礎が強い、しかも取引の多いと思われる銀行を選んで指定しております。

○井村委員 現在おおむね、小さい県では、銀行の窓口が一つではないかと思ひます。そこで、これを地方の信用ある相互銀行等にまで拡大されて、できるだけ窓口を広げられる方が非常に便利ではないかと思ひますが、現在地方の相互銀行等で扱つておるところはございますか、どうですか。

○鈴木説明員 現在相互銀行を、委託金融機関として二、三の銀行を指定しております。来年度以降、さらにこれを若干ふやしたいというふうを考えております。

○井村委員 これはこの際ちよつと的はずれでありますけれども、医療金融公庫の委託銀行として、ぜひ私どもはもう少し窓口を広げて、相互銀行等にまで及ぼしていただきたい。ということとは、同時に、診療報酬の支払い基金の窓口とも関係してくるのですが、これも今日少し矛盾があるようでありまうが、基金の支払いに相互あるいは信用組合等を認めておりますかどうか。

○高田政府委員 それは認めておりません。

○井村委員 これは広く認める御意思はございませうですか。

○高田政府委員 現在のところは急にこれを變えなければならぬとは考えておりませうけれども、せつかくのお話でございまして、なお十分検討してみたいと思ひます。

○井村委員 實際問題といたしまして、やはり全国の保険診療の支払いをある銀行の窓口一本にしよるということとは、あなたの方事務的な関係上非常に便利かもしれませうけれども、報酬を受ける医師の立場としては非常に不便かと思ひます。やはりこれは相互銀行その他にも窓口を広げていただくことはよろしいけれども、私の町では北国銀行というのが県下一本のローカルバンクでございまして、そこに幾つかの相互銀行が各所に支店窓口を持つております。これらも直接富士銀行を通じて受け入れる体制にしなければいけない。ということとは、今日のように国民皆保険になりますと、診療報酬というのは非常に莫大なものです。それを通じて、ある特定の銀行の、金融の利

便といひますか、銀行の利権といひますか、利益を独占的に供与させて、厚生省がその銀行の信用を国家の力で保証しておるといふ形は、少し不公平ではないかと思ひます。こういう意味合いで、多少の困難はありましようけれども、ぜひこれを広げていただきたといふと、強くお願いを申し上げておきます。

最後に、医療金融公庫の貸し出しあるいは申請等につきましては、かなり膨大な資料を要します。精密な設計が完了しないと、なかなか貸してもらえない、決裁を受けられないというのであります。行政上大へん必要なことだと思つてゐます。医者といたつものは案外も知らずでありますから、徹底的に手続をこの際簡素化して、また設計等も略設計で、ある程度やれるのかやれぬのかの内定くらいはいきまして、これが完成したときに、完成を現認することによつて最終決定をするというふうな、二段がまえの方法もこの際あわせてやつてもらひたい。非常に膨大な写真等をよこして、精密な設計をやつて、一たんこれをやつた場合に、許可を受けることと建築途中で設計変更ができない。そのときにまた金額の変更をさせるというのでは困りますから、大体第一次といたしましては、平面的な略図でやつて、完成したときにこれを現認をして、最終金額を決定するといふような方法も考えられないかどうか、十分この点もお考えをいただきたといひ存じます。

私は、重ねて最後に、どうか原資をうんと獲得していただくということ、いわゆる返済期間の問題、また利率の

問題、それからこれを委託する銀行の窓口等の問題も十分お考えをいただきたい、今回も改正を願ひ、また来たるべき時期にもこれを改正していただきたい、かようにお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

○中野委員長 関連を許します。中山マサ君。

○中山(マ)委員 今要請がきております貸し出しは、どういふふうに分かれておりますか。今、利子は六分五厘から九分というお話を伺いましたが、新築のための要請が何%かという、機械のための要請が何%かということをお伺い一つであります。私も町医者の母親としてわかっておりますのは、町医者の弱い点は、新築もさることながら、持っておる機械ということを考えます。十分に患者を満足させるだけの機械設備があるところには、やはり患者がよい寄ってくるのであります。そういうことを考えますときに、なぜに町医者の弱いところに貸し出す金を、最高の利子にしなければならぬかという考え方を一つ聞かしていただきたい、この二点を伺います。

○鈴木説明員 三十六年度の貸付の実績の方の数字をちょっと申し上げたいと思います。

一月末で、六十九億貸付決定をしておりますが、その内訳を申し上げますと、新築資金が十九億七千万円、約二十億、改築のうち、甲種の増改築、つまり六分五厘の方であります、二十六億であります。乙種の増改築、つまり八分の方が七億二千三百万円、機械購入、九分の方であります、十四億三千万円、長期運転資金、これも九分の利子であります、二億一千万円とい

うことになっております。結局、六分五厘のものが、新築、甲種増改築合わせまして四十六億、八分の口が七億、あと九分のものが十六億ということになっております。機械購入、長期運転の両資金は、ともに九分ということになっております。公庫は、当初発足いたしましたときに、われわれは利率はできるだけ下げたいということ、設備資金は少なくとも全部六分五厘というふうな考えておりましたけれども、現実には初年度十億の政府出資しかございせんのでした、公庫の経理上どうしても不可能であるというので、六分五厘と八分というふうに分かれたわけでありまして、それから機械購入、長期運転につきましては、これもできるだけ利子は下げたいわけでありま

すけれども、現在のところ九分というところになっております。特に機械購入資金等は要望が多くありますので、今後ともできるだけ利率の引き下げ等については努力いたしたいというふうな考えております。

○中山(マ)委員 国民年金を出す銀行に幾つになっておりましたか。どなたか御存じの方がありましたら……。富士銀行一つというお話を伺いました、が、支払いの窓口ですね、国民年金の方はもっとたくさんあるはずでござい

ますが、幾つございしたか。

○山本(正)政府委員 国民年金は、現在御承知のように福祉年金の支払いがあるわけでございしますが、これはたしか郵便局を通じておるはずでござい

ます、銀行個別にどこという。今のお話は国民年金でございましょう。

○中山(マ)委員 富士銀行一つというお話を——私が承りましたときに、そ

れをもっと拡大するようにも言つて広がたことを私記憶しておりますから、この問題がなぜ富士銀行一つになったか、私おかしう思つてゐるのです。

○高田政府委員 お話は、多分国民年金あるいは厚生年金の還元融資を取り扱います年金福祉事業団の取り扱い銀行のお話じゃないかと思ひます。これの取り扱い銀行は、銀行全部と、それから地方の方におきましては、信用金庫でございすとか、あるいは労働金庫でありますとか、そういうものも含めて取り扱うようにいたしておりますので、富士銀行一行ということではございせん。

○中山(マ)委員 でございますから、私もそれを初め富士銀行一行というふうなお話を伺つたことをおぼろげながら覚えておりますが、ぜひ、今の井村先生のお話に関連いたしまして、もっと広くやっていただいたら便利だろう、こうお願いしておくわけでありま

す。

○小沢(辰)委員 関連して、質問にちよつと漏れてゐる点がありますので、この機会に新しいことを一つ大臣からはっきり表明していただきたいのです、融資の対象についてでございます、けれども、私立学校の医療機関を医療金融公庫の対象としてお考えになって

おるかどうか、またおやりになるとすれば、その利率等について、他のいろいろな公的医療機関との関連において、低利の融資をやられるように御努力になつておられるかどうか。この点が一点と、それから新しく助産所を対象にするということが、だいたい前からわれわれはうわさに聞いておるのでございしますが、この点をはっきりとこ

で明言していただけるかどうか。もしそういう方針であるとしたら、特に助産所等につきましては、この法律がもし国会の意思によつて確定いたしました四月一日から発足ということになりますと、だいたい、そういうふうなうわさを聞いて、金融機関等に相談に行つた者が、末端の金融機関はもちろんだらうという指示が流れていないだらうと思ふのですが、そのために、いやそういうことは全然聞いておりませんというので、非常に期待しながらも、どうもだめらしいとか、いやで

きるらしいというので、非常にはつきりしない点がありますので、この機会に、この二つを、新しく対象をお広げになることが大臣として確定されておるかどうか、この点を一つお願いいたします。

それともう一つ、先ほど井村先生や中山先生の質問にありましたように、やはり利率問題は大事な点であります。特に善処を願うと同時に、単価の点につきましては、これは国の予算でいろいろ公共事業をやります場合の単価と違つて、およそ医療金融公庫なりあるいは福祉事業団なりというものは、そのためにももちろん融資の事業量が、若干対象数にしても坪数にしても減るかもしれませんが、やはり一つ一つに十分な融資をやるといふことが一番大事だと思ひますので、単価の点については、特に一つ目標を十分世の常識に合うような点に置いていただいで、すっかり折衝を願ひ、決定を願ひたい。その二点についてお尋ねいたします。

○藤尾国務大臣 お尋ねの私立の大学の病院それから助産所であります、い

ずれも厚生省といたしまして融資の対象にするつもりでございます。来年度は、おかげさまで若干原資もふえましたので、この機会に一つ拡大したい、かように考えておる次第でございます。なお、単価等の点につきましても、十分一つ考究いたしたいと思ひま

す。

○中野委員長 ちよつと私から伺つておくのですが、今の私立大学の病院の貸付については、利子はどれだけであるかということ、それから大体どのくらいのワクを見ておるかという点、それから助産所の方の金利をどういふふう

に厚生省では考えておるか、大蔵省との折衝は終わったかどうか、その点明確にしておいていただきたい。

○鈴木説明員 ただいま関係当局と折衝中でありまして、まだ最終的な結論に到達してないわけでありまして、それからお話しした学校法人に貸し付けるワクにつきましても、今折衝中でありまして、まだ最終的な了解に到達して

おりません。

○井村委員 ちよつともう一つ忘れましたが、今承ると、私立大学等の診療所、病院にも貸し出しのワクを広げるということでありまして、今貸し出しの限度額が、たしか二千万円か三千万円でありまして、そういうことであると

するならば、相当この貸し出しのワクを広げなければならぬ。民間開業医でも、近ごろよく二人か三人が医療法人を作りまして、相当完備した大きなものを作るという傾向にあるのであります、二千万円や三千万円の貸し出し限度ではとうてい事業ができないのです、この点について何か御考慮が

あります。

○川上政府委員 たいだいまのお話のよう、学校法人の医療施設を医療金融公庫の貸し出しの対象にいたすことにいたしておるわけですが、御承知のように、これは非常に規模の大きいものが大部分でありまして、そのほか民間にもなかなか規模の大きいものが少なくないというような事情もあるかと思ひますので、明年度からは、従来の貸付限度というものをわれわれとしてはかなり大幅に上げたいというこ

とで、目下折衝いたしております。
○中野委員長 もう一つ委員長から聞いておきたいのですが、先ほど鈴木次長から、ワタの点については折衝中というこですが、金利の点についてはどうですか。

○鈴木説明員 金利の点についても、ただいま折衝中でございます。
○中野委員長 厚生省の考え方というものは明らかにしておいていいと思うのですが、一体どのくらいになりますか。

○鈴木説明員 公庫が最初できるときに、目標として、なるべく他のたとえば還元融資とか公的医療機関に対する融資等と不均衡でないようにということが大目標でできたわけでありまして、そういう他の医療機関に対する融資との均衡等を考えまして、できるだけ不均衡でない線に持っていきたいということ而努力しておるわけであり

ます。
○中野委員長 大原亭君。
○大原委員 事務的なことを質問いたします。この法律案の改正の中に、公庫の「理事長」を「総裁」に改める。とありますが、どういふことなんでしょうか。今度は医療金融公庫総裁というこ

とですか。
○鈴木説明員 そういふことでござい

ます。
○大原委員 理事長と総裁はどが違

うのですか。また改められた理由はこ

こに書いてないのですが、まあ私

ちよつと念のために、これは初めて

出つくわしましたから……。
○鈴木説明員 はかの公庫が大体全部

総裁になっております。できた当初か

ら総裁のものもありまして、途中で総

裁に変わったものもございまして、今

はかのものが全部総裁になっておりま

すので、ほかの公庫の例になつたと

いうこともございまして、その他業務運

営の円滑も考慮いたしまして、この

際……。
○大原委員 それは日銀総裁と比べて

みて、こちらが低いとか高いとかいう

のじゃないけれども、理事長を今回総

裁にされた、こういうことですか。そ

れに関連しまして、今度は医療金融公

庫の総裁の報酬はどうなつてゐるの

ですか。
○鈴木説明員 理事長のときと全く同

じでございまして。他の公庫と同じ二十

六万円だと思ひます。
○大原委員 それから職員が百幾名と

いうことになつてゐるのですか、その

給与の基準は、大体どういふところに

目安を置いて職員給与をきめており

ますか。
○鈴木説明員 大蔵省の方針とい

しましては、これは大蔵省の方針で統一

的な方針のようでありまして、各公庫

とも大体公務員の二割増くらいのこと

ろといふことで、大体基準ができてお

るようでございます。
○大原委員 二割増といふのは、結局

は公務員の年金とかいろいろのことを

考へてやるわけですか、それとも、特

に金融機関との関連を考へて、二割に

引き上げるということを考へたんです

か。
○鈴木説明員 大蔵省の方針の二

割増といふのは、根拠は必ずしも明確

でないのではありませんが、たとえば公務

員の年金、退職金、この関係、それか

ら民間の金融機関との関係とか、すべ

ての点を考慮して、大体公務員の二割

増といふ点に落ちつてゐるようになつ

ております。
○大原委員 このいただきました参考

資料の十五ページに、共同利用施設に

ついて件数と金額が載せてあります。そ

れの中身を私はわかりませんのでお

聞きするのですが、中身は何ですか。

○川上政府委員 開業の診療所など

は、御承知のように個々に検査をす

る、たとえばいろいろな細菌検査であ

りますとか、あるいは病理の検査であ

りますとか、そういう臨床検査を個々

にやるといふようなことも能率の上か

らどうかという問題がありますし、な

お、最近では、レントゲン検査にいた

しまして、さらに進んで心電図をと

るとかといふような、高度のそういう検

査施設をだんだん整えていかなければ

ならぬといふような状態になつてきて

おりますので、個々の診療所であらう

いそういうものを設備するといふこと

よりも、共同してそういう施設を作つ

てお互いにこれを利用していただくだ、

そういうような性質のものでございま

す。
○大原委員 そういふ施設、機械等の

共同利用、こいう御答弁ですが、そ

ういふ考へ方は私は賛成ですけれど

も、どうなんですか、こいう施設等

に対する融資のワタを大体きめてゐる

のですか。
○鈴木説明員 特にワタはきめており

ません。
○大原委員 要求に従つてやるわけ

でやるわけですか、要求に応じまし

てやるわけですか。
○大原委員 それから、ただいまも

いろいろ質問があつたのですが、厚生

年金福祉事業団の融資の対象に――こ

の融資を受ける資格がある問題では前

の国会で議論したのですが、企業的主

があると思うのです。厚生年金の事業

に対する責任者ですね。そういう場合

の医療機関を厚生年金の福祉事業団で

設立する場合があるでしょう。あるの

ですか、ないですか。厚生年金福祉事

業団の中でも病院を作ることはできる

わけですね。
○高田政府委員 事業主、病院等につ

きましては、厚生年金福祉事業団から

融資をする建前になっております。

○大原委員 私は今の質疑応答の中で

聞き漏らしてゐたのですが、利子は、

医療金融公庫の場合と厚生年金福祉事

業団の場合、同じ病院を作る際に高

い低いがありますか、あるとすればど

ういふところに理由があるのですか。

○高田政府委員 年金福祉事業団の場

合には六分五厘といふことにいたして

おりますので、概してそちらの方がい

いことになつておると思ひますが、こ

れは事業主及び労働者が拠出をいたし

ました保険料、それを被保険者等の福

祉のために還元するといふ趣旨で還元

融資という制度が設けられ、その建前

から貸し出されるものでございするの

で、従つて、一般の場合よりも特別に

有利な条件にするといふことが、一応

考へ方としては建前になつておる。そ

ういふ趣旨で、おそらく医療金融公庫

の場合よりも有利な条件になつてお

ります。そういうふうな事情である

と理解しております。
○大原委員 これはいろいろとさうい

う差別をされた場合の理由はあると思

うし、今お話しした理由は若干わかるの

ですが、しかし、全体といたしまして

は、やはり高い利子の金を使ひました

ら経費が高つてきますし、医療内容も

悪くなりますから、特に医療金融公庫

は国民年金の積立金も入つてゐるので

すね。医療金融公庫の融資の財源の中

には国民年金の積立金もあるし、厚生

年金の積立金もあるし、これが資金運

用部からそれぞれ二つの方向に厚生年

金福祉事業団も出てゐるというこで

しょう。だから今言われた直接当事

者、こいうこともあるわけですから

でも、全体の趣旨からいへば、利子が

違ふといふことはやはりおかしいと思

う。同じように社会保険で還元するの

ですから、だからこれは、医療金融公

庫の利子は対象によつて若干危険率や

事務費がかさむといふ原価計算もある

と思うのですが、新築その他の場合に

は、全般的に下げていくのがいいん

じゃないですかね。いかがですか。

〔委員長退席 齋藤邦一委員長代

理着席〕
○川上政府委員 私どもも、大体医療

の実態というものを考へまして、そ

うあまり高くない方が望ましいという

考へ方をやはり持つておるのであり

ます。そういう方向で関係当局と折衝

いたしておるわけでありまして。

○大原委員 その点はよく要望として聞かれています。お医者さんの要望が、全部が全部私でもいいとは思えないが、しかし、そういう点は当然妥当なことだと思えますので、ぜひともその点は努力願いたい。

それから、私立大学の付属病院も入るといふことになりますと、公的医療機関を除く私的医療機関に対しましては、全般的に医療金融公庫の対象に入るといふことになると思うのです。そこで、その中で私今質疑応答を聞いておりますと区分けがあるようなんです、医療金融公庫の対象となる総合病院なり専門的な病院、そういう区分けはあるのですか、ないのですか。

○**鈴木説明員** 今までのところ、特別に融資の面で区分しておりませんでしたが、今後非常に限度額を引き上げるといふ場合に、若干その辺を区分する必要があると参るかと思ひます。と申しますのは、たとえば今二千万円の限度額を大幅に引き上げるならば一律に全部を一億にまで引き上げるとか、あるいはもっとそれ以上に引き上げるということも實際上困難かと思ひますので、やや差をつけて、非常に大きな病院についてはかなり限度額を引き上げる、それから規模の若干小さいものについては限度額にとどめる、そういうふうな、限度額引き上げについては若干区別をせざるを得ないので、ではないかといううような感じがしております。

○大原委員 滝井委員も質問いたしておりましたが、私全面的にどうこうというわけではないのですが、公的医療機関とか、法人格で私立大学の付属病院であるというような総合病院です

ね、治療を受ける立場になると、やはり総合病院へ行って治療を受ける方が、いろいろな点においてどことなく安心感があるし、利用度が多くなる。これはやはり一般の常識だと思うのです。それと一緒に、町の一お客さん

が、今もお話を聞いたが、共同施設を作ったり、あるいはいろいろな総合病院の形態をとるような法人的な経営をしている人が最近ふえていると私は思うのですが、そういうことは全体として考えてみたら、やはり経営主体を、単に今までの觀念で公的医療機関だけというふうな觀念で総合的な病院を考へないで、金銭的にはやはり国民が求めているそういうふうな総合病院に對

する要請 あるいは町の専門医院に對する要請 こういうものはそれぞれあるわけですから、滝井委員もいろいろ質疑応答されておりましたが、公的医療機關の位置づけ、町のお医者さんの位置づけ、こういうこと等については、漸次全体の医療を統制するということ観点だけでなしに、ほんとうにサビースの医療機關を作るという意味において、考え方を全体的に整理して考えてみる必要があるのではないか。この問題抜き詰めてみるとたくさん問題になりますけれども、いや社会化は何だという議論も出てくると思います。が、そういう理屈でなしに、国民皆保険ということになっておるのでしたら、医療の機会均等という国民の立場に立ったらそういう要望があるわけです。だから、そういう面においては、経営主体のいかんにかかわらず、やはり総合的な病院、専門的な病院といふものの存在価値があると私は思うのです。そこで町のお医者さんが、医療

いう公的な目的のために、医療保障のために大きな病院を作るといふ際には、たとえ共同施設とあるいは総合病院に對する融資とか、そういう場合合には、これは公的医療機関が独立採算その他で受ける安い利子と同じよう

に利を下げていく。医療金融公庫の運用面においては、そういうものについて下げていくというような、そういう機械の内容まで含めて利子を下げていくということが必要だと思う。そういう点を念頭に置いて、医療金融公庫はだんだん大きくなるのですから、ぜひともそういうふうに運用していただきたいと思えます。これは抽象的な質問ですけども、厚生大臣の御所見

があれは承つておきたいと思ひます。

○瀬尾國務大臣　お話の御趣意につきましては、私どもも実は関心を払つておる問題の一つでございます。医療施設が、国民皆保険の今日、全国的に見ましても適正な配置と申しますか、分布を見るようにいたしたいものと実は思つておる次第でございます。それにつきまして、何も公的、私的に分ける必要もないと思ひます。白紙の上にプランを立てるわけではございませんから、現実の上に立つて、だんだんと国民全体が進んだ医療を受けられるような姿に持つていかなければならないと考へております。そういうふうなことでございますので、私的の医療施設につきましても、十分その土地において適當なものであればけっこうなものだと実は思ふのであります。お話しを承りました医療金融公庫の貸し出し等につきましても、その辺のことについて十分考へいたしまして、妥當な貸し出しができるようにいたしたい、かゝる

る話をいたしておるようなわけがございます。御了承を得たいと思います。

○齋藤(邦)委員長代理 井堀繁男君

○井堀委員 私は、ただいま議題になっております船員保険法の改正について、お尋ねしたいと思つて

務当局にお答えをいただいて、政策に
関連した部分は大臣から御答弁を願う
のが、お尋ねする方の側も、またお答
え願う方の側も便利であろうと思うの
であります。伺いますと、他の委員
会との関係がありまして時間がないそ
うでありますので、順序を変えてお尋
ねをいたしますので、お答えにくい点

があるかと思ひまするか、含まれるのかと思ひますか、御答弁いただきますかと思ひます。

元来、船員保険は、労働保険の中でも特異性を持つておる労働保険の一つであることは明らかであります。ことに将来、この種の社会保険を労働保険と統合していこうという場合においては、私は船員保険はある意味においてモデルの役割を演ずる保険であると思ふのであります。たとえば労災保険あるいは健康保険、厚生年金保険、失業保険などを兼ね備えておる、総合的な性格を多分に機能的に發揮しておる保険である、もちろんそれだけに多くの欠陥もありましようし、他の保険制度とのふつり合いその他が出てくることは、また反面一つの弊害であるうと思ふのであります。それだけに厚生行政の中、特に労働保険の制度の中においては、特段の注意を払うべき性質の保険であらうと思ふのであります。しかも、どうも今回の船員保険の改正案

を拝見いたしました。また、社会保険審議会や社会保険制度会からの答申の中で、この点をかなり強く指摘しておるのであります。にもかかわらず、ごくごくおごなりの改正しか、しかも標準報酬を最低最高の引き上げ、あるいは特にひどいところはない、と思うのであります。

が健康保険との権衡をはかろうという
意味であらうと思うのでありますが、
あとでお答えを願うとはつきりする
と思うのでありますが、初診の際の一
負担などをわざわざここへ持ってきて
くつつけたなどは、拙劣なやり方だ
といわなければならぬと思うのであ
ります。こういう点を具体的にお尋ね
してから大臣に御答弁を願うと正確な御

回答が願えると申うのであります。冒頭に申し上げたような事情がありまして、少し飛びますけれども、こういふ船員保険の改正についてはもとづ本的な、すなわち保険制度の将来性に注視して改正案を出してくるべきでないか。まずこの点に対する厚生当局のこの法案改正に対する心組みについて非常な誤りがあるのじゃないかと思われませんが、厚生大臣はこの点についてどういふふうにお気づきになっておいでになるか、あるいは事務当局におまかせになって、深く検討なさっておいでにならぬのかどうか、その辺もありましょうから、一つ正直なところをお話しいただいて、将来の問題について注文をするところはいたいと

い。

○灘尾國務大臣　船員保険の問題、素直に申し上げまして詳細なところは程も十分承知いたしておりますが、しかし、この制度につきまして改善を要する点が多々あるということでございます。

かしたことを残念に思うわけでありま
す。それでも標準報酬というもののつ
いては、実態に合うように引き上げな
さいという附帯決議がついておるので
ありますから、国会でも強い関心を注
ぎ、特に社会保険審議会、社会保障制
度審議会が、一再ならず当局には強い
答申並びに要請をしている。厚生大
臣、これは声の少ないところには配慮
が足りないという民主政治の陰でもあ
ると思うのです。しかし、大局的に見

の関係でもちよつとあとで局長にお尋ねするつもりですが、要するに、陸上の労働とは違つた保護法規を持つておる。やはりそれに準じた災害などに対する配慮がなければならぬ。それを、さいぜんもお尋ねしたように、標準報酬のところであめいりやり方をしてゐる。それが尾を引いて、ここにきてゐるということも言えるのです。でありますから、船の上で起こつた一切の、さういつた被保険者として領有すべきものについては、それは陸上と異なつ

も問題が残されておるような気がいたしておるのであります。十分一検討さしていただきたいと思ひます。どうも工場法時代の頭が私にも残つておるような気がしますので、あるいはどうかと思ひますけれども、災害補償という面から考えまして、確かに問題点があるのじゃないだらうか、こういうふう存じております。今回はよろしくこの辺で話がまとまったということでございますから、今後の問題として、さらに一検討させていただきます。

ことでございまして、確かに健康保険の方は三千円、それから船員保険の場合は、五千円を七千円に引き上げるということで上がってくるわけでありまして。総合保険であるという建前からいって、いわゆるそれっぽくないというよりも、やはりそれだけ給付内容の改善になるという点も相当ございますし、それからまた、陸上の場合と海上の場合で雇用形態ないし賃金の内容等が違っておる点もございしますので、その辺は健康保険と合わせずに、これを

どうバランスをさしていくか、幅はきわめて狭いものである。今のお答弁を聞いて、私は非常に危険だと思ひます。標準報酬は一つの大きなものさしですから、そのものさしを延び尺にしたたり、メートル尺を鯨尺にするようなことのないようにしていただきませんか、とわれわれ自身も、法案に取り組む場合に非常に迷惑であります。そういう点はお互いに明確にしていきたいと思ひます。あなたの言葉しりをとらえるわけではなりません。

の標準報酬をおきめになるときに——これは運輸省の所管で、運輸省の方にもいろいろ資料をちやうだいに上がつたのですが、割にいいものを持てている。われわれみたいに労働問題を専攻する者からいたしますと、こういうところにこういう資料があるということ、で、この間も農林省からえらひ労働関係の資料をわけてもらひまして恥づかしに思つておるわけであります。特にこういう行政をおやりになるとときには、運輸省に存外すぐれた資料や、そういう

ものに役立つものも資料があると思うのであります。そういうものとの連絡は十分おとりになっておりましようかどうか。

○高田政府委員 前段については、御要望でございますのでよく検討してみます。念のために申し上げておきますけれども、私も、やはりお話しし趣旨と同じように、標準報酬というものはなるべく実態に合わせるべきものだ、こういう根本の考え方については全く同意見でございます。そこで、現実にはそれと違ふやないかということであろうと思いますが、下の方の引き上げについては、これは御推測の通りに、大体現実の報酬に合わせることを一応のめどにしたわけでありまして、上の方の問題については、お話しのように、それより以上の報酬の者がかなりおるわけでありまして、これをどうするかということについて、お話しもつてもございましてけれども、とにかく二十七年から三万六千円で据え置かれた。これは厚生省としてなすべきことを十分なさなかつたという御批判は当然と思ひますけれども、それにはまたその一つの理由もあつたのじやないかと私は考えます。一方、しからばこれを、さらに根本的な解決を待つためにももう少し延ばしてやるか、あるいは少しでもこの際上げるかという判断に立ちました場合に、根本的な改正というものはあるいは一年送りまして、とにかくこの三万六千円というのはずいぶんひどいじやないか、そういうふうな考え方で一応五万二千円に持つていく、そういうことで一つ御了承いただきたいと思ひます。

なお、後段に御質問のございました

船員の賃金の実態等について、私の方でもいろいろ調査をしておりますが、同時に、関係の運輸省等とも十分連絡をいたしております。

○井堀委員 あなたと議論をかまえるつもりはないが、ちょっと小づらにくく感じるのは、要望ではありませぬよ。間違つてゐるのじやないですか。私は、何もあなたと議論してあなたの責任を追及しているのではなくて、保険の本質を正しく伸ばしていきたいから、間違つてゐることを指摘しただけなんです。私の主張が間違つてゐるのなら間違つてゐると言つて下さい。こういう問題をやるときは、真摯な態度で臨んでおるつもりであります。あげ足とりはやりませぬから、そういうつもりでお答えをいただきたい。

それから、運輸省との関係資料については、大よそお取り寄せになつてゐるだろうと思ひけれども、これを私がなぜ聞いたかという、あなたの方で昭和三十六年八月に実施されたこの種関係の統計資料の中で、漁船関係などの給与のあれが出ておりましたが、それが実際とかなり違ふのですよ。それで、どっちに信憑力があるかということについて、私は運輸省のものに軍配を上げた。その上げ方が悪いというな反駁して下さればいいのです。それはスタッフも違ふし、予算のつぎ込み方も違ふし、目的もおのずから違ひますから、深さの相違のあることは私も認めておる。悪意ではないのです。ただ、そういうものをお使いになるのが望ましいと思つたから聞いたのであつて、そうすればもっといい標準報酬というものが母体として生まれるだろうと思つたのです。こういう標準報酬を

おきめになる際には、できれば実態をもっと正確につかんでほしい。もちろん社会保険審議会の協力を求めるわけですから、ここには船主側と船員を代表するりっぱな組織の代表者が出るわけですが、そこに出す資料が、政治的な配慮があつたり曲がつたものであつてはいけないということから、実は申し上げておるわけでありまして、ですから、手に入る資料はできるだけその審議会に提供して、公正な結論が出るようにしていただきたい。時間があれば、そのデータとあなたの方のやつた作業との関係を突き合せて申し上げるとよくわかると思ひますが、その点は専門家だと思つたものだから、時間の節約のため申し上げなかつたのです。が、そういう意味で、標準報酬の問題については、他の保険にも影響がありますから、至急にお調べ願つて、事態に近いものをぜひ出していただきたいと思ひます。

次に、これはあなたの方の直接の関係ではありませんが、船員法の適用事業場の中で問題を抽出して伺いますと、機帆船と漁船の場合とを比べてみると、機帆船の場合は五トン以上という規格がある、漁船の場合は三十トンという基準を置いてゐるわけですが、これは実質的に見ると、私はそういう労働の体験はありませぬけれども、そういう人たちの話を聞いてみると、機帆船の場合には大体陸岸線に沿ひに航行する、ところが漁船の場合は、小さい船でも対角線で沖に出ていく、そういう特殊性がひそんでゐるのです。船員法はその点によく目をつけてやつておりますが、これと今言う船員保険法の適用とが、ちがうになつてゐると思ひます。

が、あなたはこの点に対してどうしてお考えでしょうか。

○高田政府委員 船員法の船員を、私の方としてはそのまま船員保険法の被保険者として取り扱つておると私は理解いたしております。

それから、なお前段について、私の申し上げたことが誤解を生じたとすれば非常に私も意外なことでありました。が、井堀先生の御質問は私も多分に同じように感じておつた点でもございまして、私としては真剣に検討すべきこととして、真摯な気持ちでお答え申し上げます。もしそういうふうにお取りいただけなかつたと思ひますから御了承いただきたいと思います。

○井堀委員 今お尋ねしておりますのは、御存じのように、漁船の場合と機帆船の場合とは、機帆船は五トン以上、それから漁船の場合は三十トン以上と、かなり違ふのです。ほんとうを言へば、漁船の方が危険な機会が多いのです。保険の恩典に浴す機会が機帆船より多い、こう理解してゐる。ですから、ほんとうは五トン、三十トンというよりなことは逆にしてもいいくらいです。それからこれはもう一言、健康保険その他陸上の場合には、五人未満の事業場がおおむね任意包括になつたりするなどということはあべこべで、強制加入させるといふことが、保険の方から言えば当然だと私は思ふ。ただ、被保険者を保護すると同時に、保険者、すなわち零細企業の負担能力の問題が実際問題として浮かび上がったからであらうと思ひます。しかし、それは本筋から言えば逆なので

あつて、労働者の保護から言いますと、保護を多く要求する方に保険の範囲が拡大されていくというのが当然なわけばならぬわけでありまして、これは当然なことではあります。が、そういう零細企業の場合をいふこともあるけれども、この場合は、私は零細企業というよりは、むしろそれは立て方に間違ひがあるのじやないかと思ひますので、一つ御検討をお願いしたい。いきなりぼんと出しても回答はどうかと思ひますが、私は非常に矛盾を感じております。御意見を伺つたわけでありまして、ぜひ改めてもらふなければならぬことだと思つております。

それから、さっきの最高限度の問題について十一万と言ひましたけれども、公務員共済法の関係などから言ひましても、やはり矛盾があります。健康保険だけを見ないで、やはり他の保険制度も十分ごらんいただいて、そうして総合的なものを出すというのなら、いい悪いは別として一つのものさしになると思ひますが、どうも片寄つたものさしを押しつけてくるようないいがありますから、私はお尋ねしたのであります。

それから、もう一つこの機会にあれしておきたいと思ひますのは、厚生年金との関係ですが、これも私は非常に問題があると思ひます。だから船員保険法の改正のときにこそ、厚生年金の改正をやらなければならぬ時期がきておるわけなんです。こういう関係にとらみ合ひの上で私はお尋ねをしようと思つたわけでありまして、大へん時間も経過してありますが、ぜひ一つ以上申し上げた点を参酌されまして、労災並びに

厚生年金保険などとの見合いもありま
すから、もっと広い視野の上に立っ
て、実際に適用できるように十分御努
力願いたいと思います。

時間ありませんようですから、ま
たいずれこれは続行されると思います
ので、こまかい点は、他の委員との関
係においてお尋ねすることにいたし
て、保留いたします。

○中野委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は来たる六日午前十時より委
員会を開会することとし、これにて散
会いたします。

午後零時二十五分散会

昭和三十七年三月六日印刷

昭和三十七年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局